

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

高浜市

2 地域再生計画の名称

次世代を育む「笑顔でいっぱい」地域再生計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年6月以降（認定後速やかに）から概ね5年間

4 地域再生計画の意義及び目標

本市は、人口約4万人と小規模なまちである。

本市では、迫り来る高齢化社会に対応するため、高齢者福祉を優先的かつ積極的に推進し、一定の成果をあげてきた。一方、子育て・子育て支援については、保育園などの保育サービスを中心に乳幼児を保育する家庭を主な対象として、就労支援に重点をおき、その事業を展開してきた。

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法改正法が制定され、地方公共団体等は、次世代育成支援対策に関する行動計画を策定し、今後10年間で強力的に推進していくこととなった。これに伴い、本市でも、全国の市町村同様に、行動計画を策定しているが、この行動計画に基づく事業の実施にあたっては、既存施設や市民のマンパワーなど既存のストックを活用し、効果的に推進する必要がある。

このような状況を踏まえ、市民の参画を得て、市内に整備されている既存の施設を子育て・子育て支援のための施設として活用できるようにすることが必要であると考えている。

本市では、子育て・子育て支援を推進するにあたって、「家庭での楽しい子育て」と「子育ての社会化」を基本理念とし、子どもや子育て家庭の地域での居場所の確保や、子育てや子育てを地域で支援することによって、子どもや子育て家庭が安心して暮らせるような環境と子どもや子育て中の保護者が自立し、その能力を十分発揮できるような人づくりのシステムの構築を目指している。

特に、その中でも、中・高校生をはじめとする青少年の生きる力や社会性を向上させ、自立の促進を支援することについて重点的な取り組みが必要と考えている。

このため、既存の財である勤労青少年ホームとその利用者である勤労青少年などの市民活力を活用し、当該施設が次代の勤労世代となる中・高校生世代を受け入れることによって子どもの居場所の充実を図るとともに、彼らの自立を促進し、フリーター問題を抱える世代への地域雇用の意識啓発を図るものである。

10代による凶悪犯罪、中学生の不登校やいじめの問題が繰り返し報道されるとともに、青少年の早期離転職が問題視されている社会情勢の中、平成15年3月に国から示された「次世代育成支援に関する当面の取組方針」では、「子どもの社会性の向上や自立の促進」をその取組の柱の1つにしており、子どもの育ちを中心に捉えた施策が展開されることが重要である。子どもの生きる力をつけること、つまり、子どもの社会性の向上や自立の促進を支援することにより、子どもが価値観だけでなく、労働観を含めた、自分の生き方を考えることに繋がるものと考えている。これを、学校だけでなく、地域と協力して取組むことにより、地域の教育力の向上にも繋がると考えている。

本市においては、常設型の住民投票条例を制定しているが、将来を担う若者から街づくりについての意見を求める観点から18歳以上の住民に資格を認めている。また、平成15年9月には、市と市民と事業者が一体となり、すべての市民が安全・安心・快適な居住環境の中で、お互いに支え合い、いきいきとした生活を送ることができるようなまちづくりを「自助・共助・公助」の精神と「協働」によって目指していくことを目的に「居住福祉のまちづくり条例」を制定し、この中で、地域における子育て・子育て支援に努めることとしているとともに、平成15年11月には、たかはまの子どもを市民として尊重し、子どもと大人がお互いの意見と力を尊重し、理解を深め合い、ともに市民として地域を支えあっていくことを目的に「たかはま子ども市民憲章」を制定したところであり、子どもの健全

な育ちを支援していくことを重要な施策の1つとして考えている。

子どもの居場所の整備は、子どもの健全育成に欠かせないものと考えており、今後は、次世代育成支援を図る観点から、青少年の育成支援の一環として、子どもが安心して集い、交流し、ありのままの自分を出せるような居場所を確保することが必要と考えている。

このため、勤労青少年ホームを一部改修し、中・高校生の居場所「(仮称)中・高校生ふれあいサロン」として開館するため、平成16年5月に、「高浜市中・高校生居場所づくり検討委員会」を設置し、施設の改修内容や運営方法に関する検討をする。この設置準備の段階から、中・高校生、雇用保険の被保険者である勤労青少年、企業関係者などに参加してもらい、継続して、その後の運営にも関与してもらえる体制づくりを行う。このことにより、これから勤労者となる中・高校生世代へのキャリア教育や就労に関する意識の向上、さらには、近年、離就職を繰り返す青少年が増えているが、勤労青少年自身の職業意識の見直し、若年者のキャリア形成にもつながるものと考えている。

また、この委員会は、中・高校生が自主的活動を行うための組織として設置し、当該組織において事業の企画や運営に携わることにより、中・高校生の子育ち支援事業への参画を図るとともに、企画・運営や組織運営の能力を培う。さらに、事業実施において、中・高校生と勤労青少年との交流が図られることにより、中・高校生の職業意識の向上を図ることができるものと考えている。

具体的には、例えば、勤労者を講師に迎え、就職後に役立つパソコン講座などを社会人教育講座や擬似職業体験などを行うとともに、勤労青少年と中・高校生の交流が図られるようなイベントの開催、バンド活動や文化活動、ダンス活動、軽スポーツなど日々の個別活動など施設の活性化を図るための事業をあわせて行うこととし、詳細は、委員会の中で検討していくものとする。

なお、この居場所づくりの拠点整備については、「高浜市地域福祉計画」、「たかはま子ども市民憲章」の中でもその必要性が掲げられ、当事者である中・高校生も期待しており、本市にとっても次世代育成支援対策の重要施策の1つである。

また、地域経済の活性化のためには、産業の活性化が必要であり、中小企業を中心に経営基盤の強化に向けた支援、優良企業の誘致、地域産業振興のための支援などに加え、マネジメント能力の育成や専門知識・技術の習得、転職・再就職のために必要な知識・技能の習得などによる人材育

成を行うことも必要である。

このため、本市においては、本市総合計画に基づき、環境産業や情報産業など21世紀をリードする優良企業などの誘致に努めるとともに、テレワークやSOHOなど新しい就業形態の普及への働きかけ、ベンチャー企業などの育成を支援することとしている。これらは、地域産業の活性化に加え、労働者確保が必要になることから、雇用の拡大に繋がることが期待できる。

さらに、市内に設置されている衣浦地域職業訓練センター及び高浜高等技術専門学校、日本福祉大学高浜専門学校において、左官、建築CADなどの認定訓練、第二種電気工事士の免許取得のための職業訓練のほか、パソコン講座、簿記講座などの認定外訓練を実施することにより、官民が協力して、職業能力の向上や人材育成に努めている。これらの施設と連携・協力した事業展開をすることにより、青少年の横断的な参加が期待できるとともに、青少年にとってより身近な施設となることで、青少年が活用しやすい施設となることも期待できる。

具体的には、希望する青少年に対し、各施設で実施する講座のあっせんをしたり、青少年が各施設での職業相談を活用しやすいように情報提供したり、各施設の利用者との交流会の開催するなどにより、連携を図っていく。

このように、本市では、地域の財（既存施設、地域住民など）を活用することによって、青少年の育成支援の充実による青少年の職業意識の改善を図るとともに、市総合計画に基づく雇用施策との相乗効果により、地域経済の活性化や雇用の拡大を図っていきたいと考えている。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

本市の主な産業は、産業別にみると、現在は、第二次産業が最も多く、15歳以上の就業者数のうち、55%を占めており、次いで、第三次産業が、43%となっている。中でも、製造業が最も多く、46.9%（約11,000人）を占めている。具体的には、窯業・土石製品、輸送用機械器具製品など、ものづくりが盛んな地域である。近隣市も同様な地域であり、近隣の主要な事業所への通勤圏にもなっている。

また、国勢調査によると、就業者数は、平成7年から平成12年までの5年間では、2%の伸びが見られるが、中でも、サービス業では、約16%の伸びがあり、また、卸売業・小売業・飲食業においては、約8%の伸び

があり、産業別に見ると、第二次産業から第三次産業へと推移しており、今後も第3次産業の増加が予想されている。

このことから、今後もこのような本市の産業を維持していくためには、この担い手になる中・高校生の職業観や勤労観を育てるためのキャリア教育を含めた、青少年の育成支援の充実が必要であり、本計画の推進により、これを一層推進し、青少年の職業意識の向上を図っていくことが期待できる。

なお、子どもの職業観等に関する教育は、これまでも学校教育の中で、取り組んできたが、関連事業を地域・企業などと連携実施することにより、将来的には、企業が望む人材育成が期待でき、企業側の青少年雇用に対する理解が得られることが予想されることから、雇用の拡大が期待できるものである。

さらに、青少年の活動の活性化により、青少年の健全育成に加え、社会性の向上や自立の促進にも繋がることが期待される。

これらの取組を地域住民や事業主と連携・協力し、展開していくことにより、地域での新たな雇用の創出が期待されるとともに、青少年の職業意識の向上、本市の産業界における将来の労働力の確保と雇用機会の増大に寄与できることが期待できるものである。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

10903 勤労青少年ホームの施設転用

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

関連事業 子ども市民憲章の普及啓発

本市の子どもを市民として尊重し、子どもと大人がお互いの意見と力を尊重し、理解を深め合い、ともに市民として地域を支えあっていくことを目的に、平成15年11月に制定した「たかしま子ども市民憲章」の普及啓発を行う。

関連事業 中・高校生と赤ちゃんの交流事業

中・高校生が、赤ちゃんとふれあい、関わることは、他者に関する関心や共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することが、中・高校生の健全な育成を図ることができるとともに、将来、子育てに関わった時の貴重な予備体験とし、育児不安や虐待予防につなげることもできる。本事業は、平成14年度から継続して実施しているが、今後、より多く参加できるよう拡充する。

関連事業 次世代育成支援対策地域行動計画の推進

次世代を担う子どもが健やかに育成されるための行動計画を平成16年度中に策定し、本計画が計画だけで終わらないために、適切な進捗がされているかについて(仮称)地域協議会を設置し、進捗管理を行い、より実効性の高い計画となるよう推進する。

関連事業 雇用の拡大のための施策の展開

中小企業を中心に経営基盤の強化に向けた支援、優良企業の誘致、地域産業振興のための支援などに加え、マネジメント能力の育成や専門知識・技術の習得、転職・再就職のために必要な知識・技能の習得などによる人材育成を行う。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙

1 支援措置の番号及び名称

10903 勤労青少年ホームの施設転用

2 当該支援措置を受けようとする者

愛知県高浜市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

勤労青少年福祉法第15条に基づく勤労青少年ホームを次世代の勤労者となる中・高校生の居場所として活用できるよう施設転用し、具体的には、平成17年4月1日より勤労青少年ホームを中・高校生の居場所「(仮称)中・高校生ふれあいサロン」として開館する。

本市の勤労青少年ホームのここ数年の年間利用件数は、約400件(のべ利用者数は約6,000人)であるものの、平成14年度の勤労青少年の登録者にあっては、0人という現状であるため、本施設の活性化が課題となっている。

また、本市では、子育てを支援する観点から、中・高校生の居場所づくりを推進することが近年の課題となっているが、児童センターや勤労青少年ホームのように中・高校生世代と比較的近い年齢層が利用する施設は設置しているものの、中・高校生世代の子どもが自分たちの居場所として利用できる施設は設置されていないのが現状である。

このため、勤労青少年ホームを一部改修し、中・高校生の居場所「(仮称)中・高校生ふれあいサロン」として開館するため、平成16年5月に、「高浜市中・高校生居場所づくり検討委員会」を設置し、施設の改修内容や運営方法に関する検討をする。この設置準備の段階から、中・高校生、雇用保険の被保険者である勤労青少年、企業関係者などに参加してもらい、継続して、その後の運営にも関与してもらえる体制づくりを行う。これらの交流を通じ、これから勤労者となる中・高校生世代へのキャリア教育や就労に関する意識の向上、さらには、近年、離就職を繰り返す青少年が増

えているが、勤労青少年自身の職業意識の見直し、若年者のキャリア形成にもつながるものと考えている。

また、この委員会は、中・高校生が自主的活動を行うための組織として設置し、当該組織において事業の企画や運営に携わることにより、中・高校生の子育ち支援事業への参画を図るとともに、企画・運営や組織運営の能力を培う。さらに、事業実施において、中・高校生と勤労青少年との交流が図られることにより、中・高校生の職業意識の向上を図ることができるものと考えている。

具体的には、例えば、勤労者を講師に迎え、就職後に役立つパソコン講座などを社会人教育講座や擬似職業体験などを行うとともに、勤労青少年と中・高校生の交流が図られるようなイベントの開催、バンド活動や文化活動、ダンス活動、軽スポーツなど日々の個別活動など施設の活性化を図るための事業をあわせて行うこととし、詳細は、委員会の中で検討していくものとする。